

鳥取県立倉吉体育文化会館管理業務委託仕様書

この仕様書は、鳥取県立倉吉体育文化会館の管理業務等を実施するための仕様を示すものである。指定管理者は、業務の遂行に当たり公の施設としての性格を十分認識し、日常又は定期に必要な保守・点検業務を行い、快適な施設環境を作るとともに、各種機器類の性能を常に最良の状態に維持し、故障の予防、設備の恒久化に努めるものとする。

I 管理業務に関する事項

1 基本的事項

- (1) 公の施設であることを念頭において、公平な利用を確保しながら管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運営を行うとともに、管理運営経費の節減に努めること。
- (3) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- (4) 省エネルギーに努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと。
- (5) 県と密接に連携を図りながら、管理運営を行うこと。

2 施設の受付・案内等

- (1) 指定管理者は、利用者への応接、電話での問い合わせ等について、迅速かつ適切な対応を行うこと。
- (2) 施設の利用等について、利用者、住民等から苦情があった場合は、適切な対応をするとともに、その内容を県へ随時報告すること。

3 施設利用の受付・許可等

(1) 専用利用の場合

ア 年間利用調整会議（体育館、文化会館）

県大会以上の大会等について、全館、全面利用を優先するため、下記の者を対象に毎月2月にその翌年度に係る利用の調整会議を行う。

- ・当該年度に全館、全面利用をした者
- ・翌年度に全館、全面利用の希望があった者
- ・公益財団法人鳥取県体育協会加盟の競技団体

イ 年間利用調整会議後の受付

(ア) 文化会館

随時受付を行う。

(イ) 体育館

利用形態	受付方法
全面利用	年間利用調整会議後、随時受付
1/2面、1/3面利用（9時から18時まで）	利用の前月の第3木曜日に調整会議
1/2面、1/3面利用（18時から22時まで）	利用の前月の第3木曜日に調整会議

(2) 一般利用の場合

当日受付

(3) 県の使用

県が各種大会等で施設を利用する場合にあっては、(1)の受付期間前であっても受け付けること。

(4) 県立施設予約システムの取扱

ア 県では県立施設における利用者の利便、施設利用予約業務の効率化を図るため、県立施設予約システム（以下「予約システム」という。）を導入しており、指定管理者は予約システムを利用して予約業務を行うこと。

イ 指定管理者は、予約システムを適正に利用するとともに、システム上の異常、不具合

等が発生した場合は、速やかに県が指定する予約システム運用保守業者又は鳥取県総務部デジタル・行財政改革局行財政改革推進課に連絡すること。

ウ 予約システムに係る運用保守経費は県が負担するものであること。

ただし、帳票のカスタマイズ等については指定管理者の負担において実施すること。

(5) Google Map等の管理について

各施設のホームページの管理にとどまらず、Google Map等一般県民等が利用されることが想定されるツールについても最新情報となるように管理を行うこと。

なお、情報編集のための権限については県から各施設に権限を付与するが、必要なアカウント等は指定管理者が準備すること。

(6) キャッシュレス決済への対応について

施設利用者の利便性を確保するため、入館料、利用料金、物販・飲食等の支払方法の一つとしてキャッシュレス決済に対応すること。

(7) ネーミングライツの取扱い

鳥取県総務部デジタル・行財政改革局行財政改革推進課では県有施設の知名度向上や運営財源の確保等を目的として、施設の愛称を命名する権利（ネーミングライツ）を取得する法人を募集することとしており、鳥取県立倉吉体育文化会館において新たなネーミングライツが導入されたときは、県、施設命名権者及び指定管理者の3者で締結するネーミングライツ契約書に基づく業務の実施に協力すること。

(8) 利用許可に係る事務は迅速に行うこと。

(9) 鳥取県立倉吉体育文化会館の利用の許可に当たっては、利用申込書において、鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和56年鳥取県条例第8号）に規定する行為の制限等の規定の遵守及び利用許可の制限に該当する利用でないことを誓約させるとともに、鳥取県警察本部への照会がなされる場合があることについて、利用申込書に明記するなどして周知すること。

(10) 指定管理者は、施設の利用に係る利用料金を徴収すること。

(11) 利用の許可、利用料金の徴収並びに返還方法については、指定管理者において定め、県へあらかじめ提出すること。

(12) 前管理者が受けた利用申し込み等

ア 前管理者が受けた令和6年4月1日以降の利用申込みは、指定管理者が誠意をもって引き継ぐこと。

イ アに係る前納の利用料金は、利用者が支払った時点の「管理者」へ支払われたものではなく、公の施設の利用の対価として支払われたものであるため、前納の利用料金がある場合は、指定管理者が前管理者から徴収するものとする。

ウ 令和6年3月31日以前の利用に係る未納の利用料金については、施設の利用が行われた時点の管理者の未収金であり、前管理者が対応すること。

エ 令和6年4月1日以降に指定管理者が利用料金を値下げすることに伴い、前納の利用料金から「返還」が生じる場合は、利用者に対する有利な遡及であり、指定管理者はその差額を当該利用者へ返還すること。

ただし、指定管理者が利用料金の値上げすることに伴う追加徴収はできないこと。

オ 上記の取扱は、次期指定管理者への引継においても同様であること。

4 施設・設備の貸出等

(1) 利用者が施設を利用する上で、必要な指導・助言を行うこと。

(2) 付属設備、備品の準備及び使用方法と注意事項の説明等を行うこと。

5 自動販売機等の設置

(1) 設置の報告

自動販売機等の設置については、利用者の利便性向上の一環として指定管理者の業務範囲とするものであること。

この場合においては、設置した自動販売機の設置業者、販売物等を業務報告書に記載し、

県に報告すること。

(2) 留意事項

ア 現在の設置場所及び台数は、資料8「行政財産の目的外使用許可の状況」のとおりである。追加設置に当たっては、体育文化会館の設置目的、防災面、施設機能等を考慮した上で設置すること。

イ 設置に当たっては、次の点を要件とする。

(ア) ビール、清酒等のアルコール類及びたばこは、販売しないこと。

(イ) 青少年に有害な書籍、玩具等は、販売しないこと。

(ウ) ゲーム機類は、設置しないこと。

ウ 自動販売機の設置を他の業者へ再委託する場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。

エ ウの再委託に当たっては、書面により契約を締結すること。この場合において、契約の終期は、指定管理者の管理期間の終期を限度とすること。

オ ただし、資料8「行政財産の目的外使用許可の状況」記載の現在設置している自動販売機等のうち、その設置許可に係る期間が指定管理者の指定の期間と重なるときは、原則として、その重なる期間中は、現在の設置者が当該重なる期間中に負う当該自動販売機等の設置に係る使用料の額と同額を指定管理者に納入させることを条件として、現在の設置者へ再委託すること。

6 県が直接行う使用許可の範囲

指定管理者の業務範囲である利用許可以外の許可（行政財産の目的外使用許可）は、県がその許可事務を直接行うため、当該申請があれば速やかに県に連絡すること。

(例示)

(ア) 電気、水道、ガス事業等の用に供する線路等

(イ) 職員駐車場

(ウ) 利用者の利便に供するもの以外のもの

なお、現在の行政財産の目的外使用許可の状況は、資料8「行政財産の目的外使用許可の状況」のとおりである。

7 県内発注

委託業務の実施に当たっては、対象経費、金額等にかかわらず県内事業者への発注に努めなければならないが、特に委託、工事を発注する場合は、原則として県内事業者へ発注すること。

なお、事業計画書に記載していない委託、工事を県外事業者へ発注する必要がある場合は、あらかじめ県に協議して承認を受けること。

8 スポーツの普及振興

(1) スポーツ教室等のスポーツの普及振興に係る事業を実施すること。

(令和4年度のスポーツ教室の実績は、資料1「スポーツ教室等の実施状況」のとおり)

(2) スポーツライミングセンターを活用したスポーツライミングの普及振興に係る事業を実施すること。

9 障がい者が暮らしやすい社会づくりの推進

障がい者が暮らしやすい社会づくりに向けて、障がい者が利用しやすい施設運営を実現するための取組を行うとともに、障がい者スポーツの普及振興に係る事業を実施すること。

10 障がい者又は高齢者の就労機会の確保

障がい者、高齢者（65歳以上）の就労機会の確保、拡大を図るため、以下の事項に留意すること。

(1) 障がい者及び高齢者の直接雇用に努めることとし、事業計画書に障がい者及び高齢者の

雇用計画を可能な範囲で記載すること。

- (2) 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達に努めることとし、事業計画書に障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への業務委託計画を可能な範囲で記載すること。

1.1 事故が発生した場合の報告及び公表

- (1) 指定管理の施設、設備等に関する事故が発生し、公表を行う場合は、個人情報保護や警察からの捜査上の要請、その他特別の事情がある場合を除き、原則として事故発生の情報について、できる限り速やかに実施すること。

なお、状況等により指定管理者が対応できない場合は、県の所管課が公表を行うことがある。

- (2) 指定管理者は、報告、公表について速やかな対応を行うため、非常時の連絡体制について、上位者への連絡が困難な場合の対応なども含めて点検を行い、適切な体制を整備すること。
- (3) 指定管理者は、事故等の発生時において、対応に疑義を生じた場合は速やかに所管課に報告し、その指示を仰ぐこと。

1.2 電力の調達

指定管理施設における電力調達については、今後3年間の電気料金の支払金額の見込み(予定価格)により、次のとおり対応するよう努めること。

ただし、予定価格が20万円に満たない場合はこの限りではない。

なお、この取扱いは、県の運用に準じて定めているものであり、一般競争入札の方法による電力調達が可能な場合においては、当該方法によって電力調達を行うことを妨げるものではないこと。

また、県内事業者への発注機会の増大や県産品の利用促進を図るため、電力調達の際は一般競争入札の参加資格要件に県内事業者であることを設定したり、随意契約時に県内事業者からも見積りを取るなど、積極的な発注に取り組むこと。

予定価格	電力調達の対応
160万円超	現在の契約期間が終了するまでに自動更新契約を行うことなく、一般電気事業者及び特定規模電気事業者を対象とした一般競争入札の方法により電力調達の契約を締結する。
160万円以下	随意契約の方法により契約できるが、原則として合い見積りの方法により電力調達の契約を締結する。

1.3 緊急時の対応

- (1) 指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応マニュアルを作成し、緊急事態の発生時には適確に対応すること。
- (2) 利用者、来場者の急な病気、けが等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し、適確に対応すること。
- (3) 次のいずれかに該当する場合には、鳥取県立倉吉体育文化センターの使用について県の指示に従わなければならない。

ア 地震等の災害、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第1条に規定する武力攻撃事態等(以下「武力攻撃事態等」という。)、感染症のまん延その他これらに類する状況への対処として、鳥取県立倉吉体育文化センターを閉館し、又は、住民の避難、救援若しくは災害対応のために使用する必要があると県が認めるとき。

イ 鳥取県立倉吉体育文化センターについて、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第148条の規定により県が避難施設として指定をしようとするとき。

ウ 鳥取県立倉吉体育文化センターについて、倉吉市から、倉吉市地域防災計画に基づく住民の避難、救援又は災害対応に要する施設としての指定に係る同意の申し出があったとき。

- (4) (3) の県の指示に従う場合において、管理費の取扱いその他必要な事項については、県及び指定管理者が協議の上、決定する。
- (5) 地震等の災害に関する警戒情報、武力攻撃事態等に関する警報等が発せられた場合等において、県民の安全の確保のために鳥取県立倉吉体育文化センターを閉館する必要があると県が認めるときは、速やかに当該施設を閉館すること。

1.4 J-ALERT（全国瞬時警報システム）の取扱い

- (1) 県は、緊急地震速報等を活用して施設利用者や職員の安全確保、地震被害等の軽減を図ることを目的としてJ-ALERTを設置しており、指定管理者は、同システムが有効に活用されるよう理解を深め、適切に管理運用し、施設利用者の安全確保に努めること。
- (2) 指定管理者は次のとおり維持運用を行うこと。
 - ア 速報発表時にとるべき行動を緊急時の対応要領に盛り込み、従業員に対して周知に努めること。
 - イ J-ALERTを利用した操作訓練や避難訓練等の実施に努めること。

1.5 組織及び人員配置

- (1) 管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働関係諸法令を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。
- (2) 館長相当職（常勤職員）を1名配置すること。
- (3) 受付業務には、常時1名以上配置すること。
- (4) 職員の体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に応えられるものとする。
- (5) 法令等により配置が義務づけられている技術者として、次の資格を有する者を1名以上配置すること。
 - ア 防火管理者（正職員）
 - イ ボイラー技師
 - ウ 危険物取扱者
 - エ 電気主任技術者（委託可）
- (6) 開館時間中はいつでも利用料金の収受ができるよう、会計事務に精通し、適切かつ迅速な利用料金の収受と、収受した利用料金の適切な管理を行うことができる者を、会館管理室に常時1名以上配置すること。
- (7) 利用者の求めに応じて、トレーニング等に関する的確な助言や指導を行うとともに、スポーツ事故が発生した時に速やかに対処できるようにするため、公益財団法人日本スポーツ協会公認のスポーツ指導員（以下「スポーツ指導員」という。）について、1名以上配置すること。
- (8) 倉吉スポーツクライミングセンターが公益財団法人日本オリンピック委員会認定競技別強化センターに認定されていることに鑑み、利用者へスポーツクライミングの指導者資格を持つスポーツ指導員による質の高い指導や定期的なルートセット等による魅力あるクライミング施設を提供するよう努めること。
- (9) AED（自動体外式除細動器）の取扱い
 - ア 県は、施設利用者等が突然の心停止に陥った場合の救命活動が円滑に行われることを目的としてAEDを配置しており、指定管理者は、職員又は非医療従事者が常時使用できるように管理を行うこと。
 - イ 指定管理者は次のとおり維持管理を行うこと。
 - (ア) AEDを常時使用できるように最低年1回定期点検すること。
 - (イ) AEDを使用した後においては、次回以降使用できるか否か点検すること。
 - ウ 指定管理者は、AEDを使用するための講習会を受講した職員を1名以上配置すること。
- (10) 指定管理者の業務の執行及び財産の状況の監査を職務とする理事以外の役員の職にあ

る2人以上の者（役員に準ずる職にある者を含む。）に、次に掲げる職務を行わせるものとする。

ア 指定管理者が行う公の施設の管理に係る当該指定管理者の財産及び業務の執行に係る状況を監査すること。

イ 指定管理者が行う公の施設の管理に係る当該指定管理者の財産の状況又は業務の執行について、法令、定款（これらに相当するものを含む。）に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、指定管理者の総会等及び知事へ報告すること。

ウ イの報告をするために必要があると認めるときは、指定管理者の総会等の招集を請求し、又はこれを招集すること。

1.6 収支状況の管理

(1) 試算表の作成

毎月の収入支出の状況を明らかにする試算表を毎月作成すること。

(2) 収支帳簿の作成及び証憑書類の整理・保存

収入支出に係る帳簿を作成するとともに、証憑書類を整理し、5年間保存すること。

1.7 事業計画書及び報告書の提出

(1) 事業計画書の提出

指定管理者は毎年2月末までに当該年度の翌年度の事業計画書を県に提出し、その承認を受けること。

(2) 業務報告書の提出

事業の実施状況について、次の内容の月報を作成し、その翌月15日までに県へ報告すること。

ア 利用者数、利用料金及び減免の実績

イ 利用促進策の実施状況

ウ 収支状況

エ 再委託・工事発注の状況

オ 管理体制

カ 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況

キ 会計事務に関する指定管理者自身による内部検査結果

ク その他、必要な事項

(3) 事業報告書の提出

以下の内容を作成し、毎年度終了後30日以内に、事業報告書を県へ提出すること。なお、必要に応じ、次の内容以外について報告を求めることがある。

ア 管理運営の体制（職員に係る雇用条件、労働状況を含む。）

イ 管理の業務の実施状況

ウ 利用者数の実績

エ 利用料金の収入の状況

オ 管理に係る経費の収支状況

1.8 指定期間終了後の引継業務

指定管理者は、指定期間終了、指定の取消等により、次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとする。

II 保守管理に関する事項

指定管理者が行う特記すべき最低限の保守管理業務は次のとおり。

1 清掃（別添1-1「清掃作業仕様書」のとおり）

(1) 日常清掃

1日を単位にして行う清掃業務をいう。

- (2) 定期清掃
1月を単位にして月1～6回行う清掃作業をいう。
 - (3) 特別清掃
1年を単位にして年1～8回行う清掃作業をいう。
 - (4) 補足
体育館の床板の清掃については、平成29年5月29日付29施企第2号文部科学省通知「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知）」（別添2）に従って行うこと。
- 2 駐車場
ゴミ拾いなど清掃を行い、美観の維持に努めること。
 - 3 除雪作業
積雪により、利用者が駐車場及びスロープが利用できない時など、必要に応じて除雪作業を行うこと。
 - 4 喫煙スペース
喫煙できるスペースは、館外に灰皿を設置している場所のみとする。
なお、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、受動喫煙の防止に努めること。
 - 5 植栽
ボランティアに依頼し、実施している。ボランティア等を活用し、植栽の管理を行うこと。
 - 6 消防設備
消防法（昭和23年法律第186号）の規定に従い、点検をすること。
別添3「消防設備保守点検業務委託内容仕様書」のとおり。
 - 7 電気設備
電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく保安規程に従って電気設備の点検をすること。
別添4「自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書」のとおり。
 - 8 警備
 - (1) 火災に対する適切な対応を図ること。
 - ア 火災を発見した時の通報及び消火活動その他の処置
 - イ 消防署又は指定する緊急連絡者への通報及び連絡
 - (2) 防犯に対する適切な対応を図ること。
人的警備（開館時）と機械警備システムを利用して24時間警備（休館日を含む）を行うこと。
 - ア 警備委託（別添5-1「警備請負業務委託仕様書」のとおり）
 - イ 侵入者等の潜伏・徘徊を発見した時の処置
 - ウ 警察署又は指定する緊急連絡者への通報及び連絡
 - (3) 休館日及び閉館時間においても適切な対応を図ること。
 - 9 その他の保守点検
 - ア 自動扉（別添6「自動扉保守点検業務委託仕様書」のとおり。なお、仕様書にかかわらず、全ての自動扉を保守対象とする。）
 - イ エレベーター（別添7-1「エレベーター保守点検仕様書（体育館内）」及び別添7-3「エレベーター保守点検仕様書（会館内）」）
 - ウ 冷暖房切替等（別添8「冷暖房切替および整備保守業務仕様書」のとおり）

エ A重油10k1地下タンク

オ クライミングセンター（職員による定期的な日常点検やルートセット等を含む。別添9「クライミング施設点検業務仕様書」参照。）

カ 冷温水発生機ばい煙測定（別添10「吸収式冷温水発生機のばい煙測定業務仕様書」参照。）

キ 自動制御装置保守点検（別添11「鳥取県立倉吉体育文化会館自動制御機器保守点検業務仕様書」参照。）

ク 体育館音響設備保守点検（3年に1回実施）

10 保険

公益財団法人日本体育施設協会が取りまとめている「スポーツファシリティーズ保険」への加入は、指定管理者が行うこと。

なお、以下に現行の保険内容を示すが、同等以上の条件の保険に加入すること。

(1) 施設所有（管理）者賠償責任保険

ア 対人1億円／1事故3億円

イ 対物1事故1億円

ウ 人格権侵害50万円／1事故1千万円

(2) スポーツ災害補償保険（被災者1名につき）

ア 死亡・後遺障害補償保険金額 200万円

イ 医療保障保険金 日額2,500円

※ 令和4年度保険料実績220,120円

11 備品の管理

(1) 指定管理者は、施設の運営に支障を来さないよう、備品の維持管理を適切に行い、必要な修繕は速やかに行うこと。

(2) 指定管理者は、県の所有に帰属する備品が不用となった場合には、県に返還すること。

(3) (2)により備品の数量等に異動があった場合及び県が新たに備品を貸与した場合は、県が提示した備品台帳により整理すること。

(4) 県が貸与した備品及び県が指定管理料による購入を指示した備品は県の所有に帰属し、指定管理者の判断により購入した備品は、指定管理者の所有に帰属するものであること。

※ 備品とは、性質、形状を変えることなく長期間にわたって継続使用に耐える物品及び長期間にわたって保存しようとする物品のうち、取得価格が10万円以上の物品をいう。

12 リース契約

(1) 指定管理者は、前管理者が第三者から賃貸等を受けている物件で、契約に残存期間のあるものについて、原則として、当該契約を引き継ぐこと。

(2) (1)の物件について、指定管理者において不用な物件がある場合については、指定管理者の責において契約を打ち切ることができるが、その際に発生する違約金等は指定管理者が負担すること。

(3) 指定管理期間中に新たに締結するリース契約の期間は、指定管理期間を超えることができないこと。

13 修繕

施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）を適正な利用に供するよう日常的に保守点検を行い、施設等の保全に努めること。

また、施設等の損傷又は不具合を発見した場合は、施設等の安全性を確保するために必要な応急処置を行うとともに、発注1件当たり50万円未満の修繕にあつては指定管理者の負担により行い、それ以外のものは県の負担により行うこと。

修繕する内容については、指定管理者が、修繕が必要と判断したもののほか、県が施設の管理上必要と判断したものについても、指定管理者は県の指示により修繕を行うこと。

※ 修繕とは、施設等の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障

のない状態まで回復させることをいう。

1.4 関係書類の整備

保守管理に当たっては、業務日誌、作業記録などの業務関係書類を作成し、指定期間終了後5年間は、保管するものとする。

【資料1】令和4年度スポーツ教室等の実施状況

① スポーツ教室

教室名 (種目)	対象	延べ参加 人数 (人)	期数 (期)	回数	実施期間	参加料1人 1期につき (円)	指導者
健康づくり	一般	547	4	30	R4.4～R5.3	1・2期 1,015円 3・4期 2,030円	職員
テニス	一般	212	4	30	〃	1・2期 1,015円 3・4期 2,030円	倉吉市 テニス協会
ストレッチ・ ジャズ教室	一般	329	4	25	R4.4～R5.3	1・2期 1,015円 3期 2,030円 4期 1,015円	外部講師
ラージボール 卓球・ソフト バレー	一般	674	4	30	〃	1・2期 1,015円 3・4期 2,030円	外部講師、 職員
トランポリン	小学生	6	1	2	R4.7～R4.10	1,010円	県トランポ リン協会、 職員
障がい者スポ ーツ	障がい 者	2	1	1	R4.5	無料	県障がい者 スポーツ協 会、職員
太極拳	一般	218	4	35	R4.4～R5.3	1期 1,015円 2～4期 2,030円	外部講師
バドミントン (昼)	一般	48	4	30	R4.4～R5.3	1・2期 1,015円 3・4期 2,030円	職員
バドミントン (夜)	一般	205	4	30	〃	1・2期 1,015円 3・4期 2,030円	職員
ボルダリング (水)	一般 親子	117	4	30	R4.4～R5.3	1・2期 一般 3,550円 学生 2,500円 3・4期 一般 7,100円 学生 5,000円	職員
ボルダリング (木)	小・中 学生	161	4	30	R4.4～R5.3	1・2期 2,500円	職員

教室名 (種目)	対象	延べ参加 人数 (人)	期数 (期)	回数	実施期間	参加料 1 人 1 期につき (円)	指導者
						3・4期 5,000円	
初級ラージ卓 球	一般	186	4	30	R4.4～R5.3	1・2期 1,015円 3・4期 2,030円	職員
ゴルフ (火)	一般	40	2	15	R4.6～R4.11	1期 1,015円 2期 2,030円	職員
ゴルフ (水)	一般	64	3	20	R4.4～R5.11	1・2期 1,015円 3期 2,030円	職員
フィットネス (DVD)	一般	84	3	30	R4.4～R5.3	2,030円	職員
からだづくり (木)	小1 ・2年 生	174	4	30	R4.4～R5.3	1・2期 1,015円 3・4期 2,030円	職員
からだづくり (木)	小学3 年生以 上	75	4	30	R4.4～R5.3	1・2期 1,015円 3・4期 2,030円	職員

②文化教室

教室名 (種目)	対象	延べ参加 人数 (人)	回数	実施期間	参加料 1 人 1 回につき (円)	指導者
ガラスアート・シル エットアート	一般	49	13	R4.4～R5.3	100円	外部講師
パソコン	一般	400	41	R4.4～R5.3	100円	職員
能楽・謡曲	一般	157	43	R4.4～R5.3	100円	外部講師
フラワーアレンジメ ント	一般	283	21	R4.4～R5.3	100円	外部講師
英会話	一般	167	37	R4.4～R5.3	305円	外部講師

教室名 (種目)	対象	延べ参加 人数 (人)	回数	実施期間	参加料 1 人 1 回につき (円)	指導者
パステル	一般	31	6	R4. 4～R5. 2	100 円	外部講師
筆もじ	一般	37	4	R4. 7～R5. 3	100 円	外部講師
絵手紙	一般	63	10	R4. 4～R5. 3	100 円	外部講師
点描画	一般	3	2	R4. 5～R4. 6	100 円	外部講師
糸かけアート	一般	3	2	R4. 5～R4. 9	100 円	外部講師

(2) イベント実施状況

イベント名	県民の日イベント
目的	県民の日に合わせて、無料開放日とし、県民の皆様には体を動かす喜びや心身のリフレッシュを図ってもらうため。
実施内容	無料開放とし、体育館とクライミングセンターを開放。当館で実施できる競技を楽しんでもらった。
実施日	9月10日、11日、12日
参加人数	191名
収入	なし

イベント名	体文祭
目的	日頃の感謝の気持ちを込めて近隣の住民の方や当館を利用してくださる方に対し、当館の活動、事業を体験、観覧していただき今後も使いやすい施設として地域密着型の施設を目指す。
実施内容	当館 HP 上にて、文化教室の生徒作品展、近隣の園児による絵画作品展、クライミング試登の様子などを YOUTUBE で配信した。
実施日	10月23日から公開中
視聴回数	199回
収入	なし

イベント名	クライミング体験会
目的	倉吉クライミングセンターの施設利用者の増加、周知を兼ねて、より多くの方にスポーツクライミングの競技について知ってもらうことを目

	的とする。
実施内容	専門指導員による技術指導、リード、ボルダリングの体験会。
実施日	10月25日、11月24日、12月6日、12月9日
参加人数	58名
収入	無料

イベント名	リードセッション
目的	クライミングリード競技の普及振興を目的とする。
実施内容	リード競技を未経験の方や一人ではリード競技を行うことができない方を対象に安全に楽しく利用できるよう指導した。
実施日	5月7日、6月26日、7月24日
参加人数	9名
収入	参加料1人につき1,010円

イベント名	避暑スタディールーム
目的	閑散期の研修室有効活用
実施内容	お盆時期の閑散期に自習室として夏休みの宿題に取り組む環境として無料で開放した。
実施日	8月13日～8月16日
参加人数	20名
収入	無料

イベント名	ボルダリングコンペティション
目的	クライミングリード競技の普及振興を目的とする。
実施内容	ボルダリング大会の実施
実施日	11月19日
参加人数	61名
収入	参加料1人につき3,000円

イベント名	エンジョイラージボールカップ
目的	ラージボール卓球の普及振興を目的とする。
実施内容	ラージボール卓球大会の実施
実施日	3月17日
参加人数	17名
収入	参加料1人につき500円

イベント名	正月イベント
目 的	文化の普及振興を目的とする。
実施内容	フラワーアレンジメント、寄せ植え教室の実施
実 施 日	12月25日
参加人数	38名
収 入	参加料1人につき100円

【資料2】現状の利用料金

○鳥取県立倉吉体育文化会館の利用料金

令和元年9月27日
鳥取県告示第262号

鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和56年鳥取県条例第8号)第10条第2項の規定に基づき、鳥取県立倉吉体育文化会館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年鳥取県告示第178号(鳥取県立倉吉体育文化会館の利用料金について)は、令和元年9月30日限り廃止する。

1 利用料金

(1) 体育文化会館利用料

区分			単位	金額	
体育館	専用利用	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しないとき。	全面1時間につき	810円
				2分の1面1時間につき	400円
				3分の1面1時間につき	200円
			入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	1,620円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	28,510円	
		入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	40,740円	
一般利用	一般		1人1回につき	70円	
大研修室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	2,440円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	3,150円	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	4,880円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	6,310円	
中研修室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	810円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	1,060円	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	1,680円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	2,180円	
小研修室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	450円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	610円	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	960円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	1,270円	
教養室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	300円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	450円	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	610円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	910円	
クライミングセンター	専用利用	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	3,050円
			入場料等を徴収するとき。	1時間につき	4,070円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	7,120円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	10,180円	

一般 利用	1月利用券によらないで 利用する場合	ボルダリング 施設	幼児、児童、 生徒又は学生 (以下「学生 等」という。)	1人1回につき	500円
			一般	1人1回につき	710円
		全施設	学生等	1人1回につき	710円
			一般	1人1回につき	1,010円
	1月利用券により利用す る場合	ボルダリング 施設	学生等	1人につき	4,370円
			一般	1人につき	6,110円
		全施設	学生等	1人につき	6,110円
			一般	1人につき	8,750円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 体育館、大研修室、中研修室、小研修室、教養室又はクライミングセンターを利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(2)ウに定める冷暖房利用料を加算するものとする。
- 3 体育館を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる区画数(照度)を超える照明をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(2)エに定める電灯利用料を加算するものとする。

区分		区画数(照度)
体育館	全面使用	3区画分(50%)
	3分の2面又は2分の1面使用	2区画分(50%)
	3分の1面使用	1区画分(50%)

- 4 体育館を専用利用の方法で利用する場合において、連続して3時間以上利用するときの利用料の額は、この表に定める利用料の額に100分の90を乗じて得た額とする。

(2) 設備利用料

ア 体育設備利用料

区分	単位	金額
バスケットボールリング	1組1回につき	2,130円
バレーボール用具	1組1回につき	200円
ソフトバレーボール用具	1組1回につき	50円
ハンドボールゴール	1組1回につき	300円
バドミントン用具	1組1回につき	50円
テニス用具	1組1回につき	200円
卓球用具	1組1回につき	100円
ミニトランポリン用具	1組1回につき	200円
電気表示器	1組1回につき	1,060円
移動ステージ	1組1回につき	50円

イ その他設備利用料

区分	単位	金額
音響装置	一式1回につき	1,060円
舞台照明	一式1時間につき	1,060円
拡声装置	一式1回につき	1,060円

ワイヤレス・アンプ(マイクロホン1本含む。)	一式1回につき	1,060円
マイクロホン	一式1回につき	200円
コンセント設備	1キロワット1時間につき	30円
シャワー	1人1回につき	30円
ビデオ	1台につき	1,060円
オーバーヘッド	1台につき	910円
椅子(体育館)	1脚1回につき	10円
長机(体育館)	1脚1回につき	20円
シューズ(クライミングセンター)	1組1回につき	200円
ハーネス(クライミングセンター)	1組1回につき	200円
ロープ(クライミングセンター)	1組1回につき	200円
チョーク(クライミングセンター)	1組1回につき	100円

ウ 冷暖房利用料

区分	金額(1時間につき)	
	冷房	暖房
体育館	15,660円	14,010円
大研修室	1,730円	910円
中研修室	610円	300円
小研修室	300円	200円
教養室	200円	100円
クライミングセンター(専用利用の場合に限る。)	300円	300円

エ 電灯利用料

区画番号	金額(1時間につき)			
	照度 25%	照度 50%	照度 75%	照度 100%
1	48円	60円	72円	84円
2	32円	40円	48円	56円
3				
4	16円	20円	24円	28円
5	16円	20円	24円	28円
6	28円	35円	42円	49円
7	28円	35円	42円	49円
8	32円	40円	48円	56円
9	32円	40円	48円	56円
10	48円	60円	72円	84円
11				

12	32円	40円	48円	56円
13	32円	40円	48円	56円
14				
15	48円	60円	72円	84円
16	48円	60円	72円	84円
17	32円	40円	48円	56円
18	120円	150円	180円	210円
19	136円	170円	204円	238円

備考

- 1 各区画の電灯の照度は、全面、3分の2面又は2分の1面を使用する場合にあっては、照度25%、照度50%、照度75%又は照度100%の中から選択できるものとし、3分の1面を使用する場合にあっては、照度50%に限り選択できるものとする。
- 2 18区画及び19区画の電灯は、全面を使用する場合に限り選択できるものとする。

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 令和元年9月17日
- (2) 適用開始年月日 令和元年10月1日

附 則(令和3年告示第380号)

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

鳥取県立倉吉体育文化会館 利用料減免取扱要領

1. 専用利用における使用料の減免

- (1) 専用利用の利用料の減免を受けようとする者は、鳥取県立倉吉体育文化会館倉吉スポーツクライミングセンター申込書（兼利用料減免申請書）及び確認資料を許可申請の際に施設長に提出しなければならない。
- (2) 施設長は、前項により許可した場合、鳥取県立倉吉体育文化会館利用通知書（兼利用料減免承認書）を交付するものとする。

2. クライミングセンターにおける利用料の減免

クライミングセンターの利用料の減免を受けようとする者の手続きは 次の方法で行うものとする。

- (1) 鳥取県強化選手指定証及び鳥取県強化指導者指定証（以下「指定証」という）の発行による減免許可
 - ① 指定証の発行を受けようとする者は、鳥取県山岳・スポーツクライミング協会の強化指定を受けなければならない。
 - ② 施設長は前項の規定により認定を受けた者に、指定証の発行をするものとする。
 - (2) 障がい者利用による減免の許可
 - ① 会員申込時に確認資料（障害者手帳等）の提示により、減免表示のある会員証の発行をもって減免を許可するものとする。
 - (3) 70歳以上の利用者による減免の許可
 - ① 会員申込時に確認資料（免許証または保険証）の提示により、減免表示のある会員証の発行をもって減免を許可するものとする。
3. 個人利用（体育館）における利用料の減免
- 個人利用の減免を受けようとする者の手続きは次の方法で行うものとする。
- ① 学生以下、70歳以上、障がい者が利用する場合は、事務所窓口にて学生証、免許証、障がい者手帳等提示し、職員が減免であると確認後、減免を許可するものとする。

4. 減免条件および減免率

鳥取県立倉吉体育文化会館の利用料減免基準

公益財団法人 鳥取県スポーツ協会

減免事由	減免率
一 施設使用料	
1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童、生徒又は学生が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事（学年（これに相応するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）又は生徒等の作品の展示等の文化芸術に関する行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）のために利用するとき。（県内のものに限る。）	
(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が利用するとき。	10/10
(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校が利用するとき。	10/10
(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設が利用するとき。	10/10
(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項の規定する保育所が利用するとき。	10/10
(5) 教育に関する活動を行う団体であって知事が定める基準に該当するものが利用するとき。	
ア 中学校文化連盟（市町村単位以上のものに限る。）	10/10
イ 高等学校文化連盟（市町村単位以上のものに限る。）	10/10
ウ 小学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）	10/10
エ 中学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）	10/10
オ 高等学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）	10/10
カ 私立幼稚園協会	10/10
キ 書写書道教育研究会	10/10
2 小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。	
(1) 全県の児童・生徒を対象とする場合	10/10
(2) 郡市単位以上の児童・生徒を対象とする場合	1/2
3 芸術文化団体その他の団体が文化の振興のために行う講演会、講習会、展示会等（実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。	
(1) 全県的組織の芸術文化団体及び社会教育団体が利用するとき。	10/10
(2) 郡市単位以上の芸術文化団体及び社会教育団体が利用するとき。	1/2
4 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた	

【資料 3】

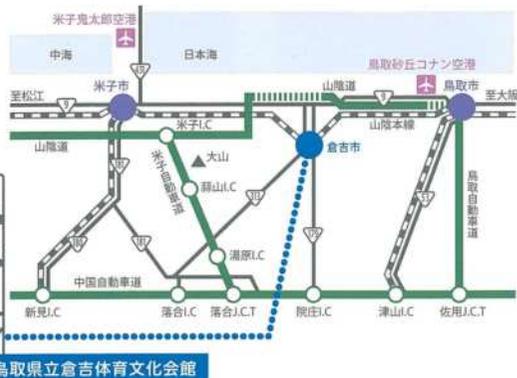
者、その他知事が定める基準に該当する心身に障がいをもつ者又は特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた者（以下「障がい者等」という。）及びその介護者が体育館を利用するとき。	
(1) 身体障害者手帳の交付を受けた者が一般利用するとき。	10 / 10
(2) 療育手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10 / 10
(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10 / 10
(4) 知事が定める基準に該当する心身に障がいをもつ者が一般利用の方法で利用するとき。	
ア 児童相談所長又は知的障害者更生相談所長が知的障がい者（児）として判定し、証明書を交付した者	10 / 10
イ 児童相談所長が、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 48 条第 3 号に定める自閉症を主たる症状とする児童であつて、病院に収容することを要しないと認め、証明書を交付した者	10 / 10
ウ 小学校長又は中学校長が、「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」（昭和 53 年 10 月 6 日付文初特第 309 号文部省初等中等教育局長通達）の第 1 の 8 に規定する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者（知的障がい、病弱等に伴って情緒障がいをもつ者）	10 / 10
(5) 障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者が一般利用するとき。	10 / 10
(6) 特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた者が一般利用するとき。	10 / 10
(7) (1)～(6)の介護者（障がい者等 1 名につき介護者 1 名）が一般利用するとき。	10 / 10
(8) 障がい者等及びその介護者（障がい者等 1 名につき介護者 1 名）が社会参加を目的とし、専用利用の方法で利用するとき。	
ア 利用者のうち、1 / 2 以上が障がい者等の場合	10 / 10
イ 利用者のうち、1 / 2 未満が障がい者等の場合	1 / 2
5 幼児、児童、生徒又は学生が専用利用（利用しようとする日（当該利用が 2 日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。）の 6 日前から利用日までの間における申込みに係るものに限る。）をするとき。 （全体の利用者に占める県内の生徒等の人数の割合が 2 分の 1 以上であるものに限る。）	10 / 10
6 70 歳以上の者が利用するとき。	
(1) 70 歳以上の者が一般利用の方法で利用するとき。	10 / 10
(2) 70 歳以上の者が専用利用する場合で、70 歳以上の者の社会参加を促進すると認められるとき。	
ア 利用者のうち、1 / 2 以上が 70 歳以上の者の場合	10 / 10
イ 利用者のうち、1 / 2 未満が 70 歳以上の者の場合	1 / 2
7 要介護者等及びその介護者が利用するとき。	
(1) 要介護者等及びその介護者（要介護者等 1 名につき介護者 1 名）が一般利用の方法で利用するとき。	10 / 10
(2) 要介護者等及びその介護者（要介護者等 1 名につき介護者 1 名）が社会参加を目的とし、専用利用の方法で利用するとき。	
ア 利用者のうち、1 / 2 以上が要介護者等の場合	10 / 10
イ 利用者のうち、1 / 2 未満が要介護者等の場合	1 / 2
8 鳥取県が主催する県民スポーツレクリエーション祭で利用するとき。ただし、本大会の実施にかかるものとし、かつ実施競技団体長名で申請があつたものに限る。	10 / 10

【資料3】

9	国体強化選手が一般利用でスポーツライミングセンターを利用するとき	10/10
10	県在中のオリンピック強化指定選手が一般利用でスポーツライミングセンターを利用するとき	10/10
11	体育の振興を目的とする県内の公共的団体が、スポーツライミングの普及振興及び競技力の向上を目的としてスポーツライミングセンターを使用するとき	10/10
12	その他体育及び文化に関する活動を推進するため、知事が特に必要であると認めるとき。 鳥取県が体育及び文化に関する活動を推進するために利用するとき。	10/10
二 設備使用料		
1	体育等設備に関する減免は次のとおりとする。 一の1～3、一の5～6、一の8、一の12に該当する場合	10/10
2	その他設備に関する減免は次のとおりとする 一の1に該当する場合	10/10
三	暖房又は冷房に係る額並びに体育館の照明（知事が必要と認める照度以上の照明）に係る額に関する減免は、一の1に限るものとする	10/10

インフォメーション

アクセス マップ



県内からのアクセス

- 鳥取砂丘コナ空港から車で50分
- 米子鬼太郎空港から車で1時間20分
- 倉吉駅から車で4分・徒歩で10分

県外からのアクセス

- 飛行機を利用した場合…
東京（羽田空港）から
鳥取砂丘コナ空港へ…1時間15分
- 鉄道を利用した場合…
東京から倉吉…約5時間30分・
大阪から倉吉…約3時間

高速バスを利用した場合

- 東京から倉吉…約10時間45分
- 大阪から倉吉…約3時間

施設概要

- 開館時間 / 9:00~22:00
- 休館日 / 12月29日から1月3日まで
- 駐車場 / 乗用車262台
- その他の設備 / 応接室・医務室・授乳室・
湯沸室・車椅子2台
多目的トイレ（オストメイトあり）
各施設空調設備あり

規模構造

- 敷地面積 / 19,720.08m²
- 建物 / 体育館…鉄筋コンクリート造3階建て
(延面積5,889.23m²)
会館…鉄筋コンクリート造2階建て
(延面積2,069.72m²)

倉吉スポーツライミングセンター

利用時間	平日	土・日・祝祭日
リード壁	12:00~日没まで	9:00~日没まで
スピード壁		
ボルダリングルーム	12:00~21:00	9:00~20:00

利用受付

区分	申込受付	
体育館	全面専用の場合	前年度2月の年間調整会
	一部専用の場合	前月の月間調整会
	一般受付の場合	前月の月間調整会以降
会館	研修室利用の場合	前年度2月の年間調整会
	一般受付の場合	前年度2月の年間調整会以降

お問い合わせ先

施設の利用に関して不明な点がございましたら気軽にお問い合わせください。

鳥取県立倉吉体育文化会館 倉吉スポーツライミングセンター

〒682-0023 鳥取県倉吉市山根529-2

TEL / (0858) 26-4441 FAX / (0858) 26-4447

倉吉体育

検索



鳥取県立倉吉体育文化会館 倉吉スポーツライミングセンター

Kurayoshi Sports and Cultural Hall
Sports Climbing Center



倉吉体育文化会館 Kurayoshi Sports and Cultural Hall

倉吉体育文化会館は、体育館・文化会館・倉吉スポーツクライミングセンターを併設しています。体育館では、障がいのある方や高齢者の方から子どもまで利用されるのはもちろん、スポーツ教室も開催しており、多くの方がスポーツを楽しむことができます。

文化会館は、48人～360人程度収容できる研修室があります。さまざまな研修会や講習会、イベントに対応できるようにプロジェクターなどの映像設備、マイクなどの音響設備が整備されています。また、文化教室も開催しており、利用者の方が交流を深めています。

倉吉スポーツクライミングセンターは、全国有数の施設として3種類の競技壁を有し、日本オリンピック委員会よりスポーツクライミング競技強化センターとして認定を受け、高さ15mのリード壁とスピード壁、ボルダリングルームが整備されています。

文化教室・イベント

Culture Class / Hosted Events



ガラスアート・シルエットアート教室 フラワーアレンジメント教室



正文祭（ガラスフェーシング） クリスマスイベント（ガラスアート教室）



絵手紙教室

文化教室

- グラスアート・シルエットアート教室 (要予約)
- フラワーアレンジメント教室(要予約)
- ゆっくりパソコン倶楽部/一歩前進コース
- おしゃれな着物の着付け教室
- 能楽謡曲 ● パステル和みアート
- 絵手紙教室 ● 英会話教室

開催イベント

- 軒下セール (6月・12月)
- 夏休み文化教室 (8月) ● 正文祭 (10月)
- クリスマスイベント (12月中旬)

- ♂ 男子トイレ ♀ 女子トイレ ♿ 多目的トイレ
- 🚪 非常口 🚗 エレベーター ☎ 電話コーナー
- 🚬 喫煙所 🛀 給湯室



体育館 Gymnasium



バドミントン教室



中部スポーツ教室



ストレッチ&ジャズ体操教室

スポーツ教室

- 健康づくり教室 ● 太極拳教室 ● テニス教室 (昼・夜間)
- 運動不足解消教室 ● ストレッチ&ジャズ体操教室
- ラージボール卓球&ソフトバレー教室 ● ボルダリング教室
- やさしいバドミントン教室 (昼・夜間) ● 中部スポーツ教室

種目	3面	種目	30台
テニス	3面	卓球	30台
バレーボール	3面	ハンドボール	1面
バドミントン	10面	ソフトバレーボール	10面

観覧席 2014席

倉吉スポーツクライミングセンター

Kurayoshi Sports Climbing Center



スピード壁

- 全長17m×幅6m ● 横斜95度



リード壁

- 全長16m×幅10m ● 最大傾斜140度



ボルダリングルーム

- 全長4m×幅20m
- 傾斜85度、105度、140度、150度、120度、130度 (トレーニング用)
- ボルダリングルーム内スピード壁 (練習用) / 高さ6m×幅3.3m

用具レンタル

- シューズ ● ハーネス ● ロープ ● チョーク

研修室 Seminar Room



大研修室



中研修室



小研修室



教養室

研修室名	収容人数	長机120台、いす360脚
大研修室	360人	長机120台、いす360脚
中研修室	102人	長机34台、いす102脚
小研修室1	60人	長机20台、いす60脚
小研修室2	60人	長机20台、いす60脚
教養室1	48人	長机16台、いす48脚
教養室2	48人	長机16台、いす48脚

収容人数は長机3人掛けで座席した場合

研修室設備

- マイクロホン
- ホワイトボード
- プロジェクター
- スクリーン